

ニュースコンテナ

No.389

発行 2011年10月10日

下水道法施行令の一部を改正

国土交通省は、下水道法施行令の一部を改正する政令案を発表し、平成23年9月30日までパブリックコメントを募集しました。

改正の概要は以下の通りになります。

① 1,1-ジクロロエチレンの排水基準緩和(下水道法施行令第9条の4関係)

平成21年11月、WHO飲料水質ガイドライン及び水道水質基準の改正を踏まえ、1,1-ジクロロエチレンに係る水質環境基準が緩和する改正が行われました。これを受け、排水基準を定める省令も改正され、基準が緩和される見込みです。

上記の背景を踏まえ、同条第1項第15号に規定されている特定事業場から下水道に排除される1,1-ジクロロエチレンの排水基準も、0.2ml/lから1mg/lに緩和します。

② 計画放流水質区分に対応する処理方法に、「膜分離活性汚泥法」を追加(同第5条の6関係)

「膜分離活性汚泥法」については、計画放流水質区分に対応する処理方法としての規定がされていませんでしたが、同法の実績が蓄積されてきており、計画放流水質区分への位置づけの一般評価がなされました。そこで、「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法」と「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る)」を追加し、同条1項第3号に規定している表を簡素化します。

以上の改正を平成23年10月21日に公布し、同11月1日に施行する予定です。

当社では下水の他にも環境水、排水、飲料水等、様々な種類の水質分析についての長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2011年8月31日付 国土交通省 HP

生活環境箇所 大塚卓也



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

微量PCB廃棄物処理の支援事業

東京都は微量のPCBに汚染されたトランスなどの電子機器や絶縁油の処理を進めるため、都内に微量廃棄物を所有する中小企業の処理費用を一部助成する制度を平成23年度から平成27年度まで行います。

《制度の概要》

1.助成対象となる廃棄物

①微量PCBの含有が確認された絶縁油、②微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器、③微量PCB絶縁油が付着し、若しくは封入されたドラム缶

2.助成対象者

個人や中小企業団体等

3.助成対象経費

①電気機器から微量PCB絶縁油の抜き取りに要する経費、②助成対象廃棄物の運搬及び処分に要する経費

4.助成金の額

助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の2分の1の費用(但し、限度額があり)

微量PCBに汚染されているか否かについては、絶縁油中のPCBを分析することにより判定しなければなりません。当社では、絶縁油中のPCB分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、絶縁油中のPCB分析についてはお任せ下さい。

資料 2011年9月1日付東京都HP

衛生技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [微量PCB廃棄物に係る処理業の許可について](#) 岡山県
2. [被災地の水質モニタリングにおいてダイオキシン類が検出](#)



放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。

お問い合わせはこちら